## 定期性預金規定等への「反社会的勢力排除条項」の導入について

当組合では、平成19年6月に政府から公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、 反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを強化しております。平成21年7月より信用組合取引約定書や金銭消費貸借契 約証書等の融資関係書類への「反社会的勢力排除条項」の追加に加え、平成23年9月より普通預金規定、当座勘定規定に も「反社会的勢力排除条項」を導入いたしました。

今回、新たに定期預金規定等においても同様の「反社会的勢力排除条項」を導入することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、導入後の規定は、導入前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用させていただきます。

当組合では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断に向けた取組みを積極的に推進してまいりますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 1. 導入する「反社会的勢力排除条項」の内容

- (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- ⑤ その他①から④に準ずる行為

## 2. 導入する規定

- ① 自由金利型期日指定定期預金規定
- 2 自動継続自由金利型期日指定定期預金規定
- ③ 自由金利型定期預金(M型)規定(預入期間5年以内)
- ④ 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(預入期間5年以内)
- ⑤ 自由金利型定期預金規定
- 6 自動継続自由金利型定期預金規定
- 7 定期積金規定

## 3. 「反社会的勢力ではないことの表明・確約」について

各種預金取引等を新規にお申込みいただくお客さまは、お申込みの際に上記1.(2)に現在および将来にわたって該当しないこと、もしくは1.(3)に該当する行為を行わないことを表明し、確約いただいております。なお、表明・確約をいただけない場合はお取引をお断りさせていただきます。

また、お取引開始後に申込時の表明・確約が虚偽の申告であった場合、反社会的勢力に該当することが判明した場合、および暴力行為等を行った場合には、すべてのお取引・契約を停止し、またはすべてのお取引・契約を解約させていただきます。

新栄信用組合